

令和 8 年 8 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 徳永 久志

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町常楽寺 (常楽寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、経営面積が平均1haの農家100戸程度で構成されていたが、現在では離農が進み、農業者数は約40戸まで減少したため、今後は農業者だけでなく土地持ち非農家の協力を得ながら、地区内の70才以上の後継者がいない若しくは未定の農地だけでなく、地域内で離農されるすべての農地をカバーできる地域の中心経営体である集落営農組織の人材を育成するとともに、組織体制の強化を図ることが早急の課題である。また、常楽寺集落外の土地所有者や耕作者については、10年後も継続されることにし、農業が継続できない等の場合には集落営農組織がその農地を請負うことも検討している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯であるため、稲作を主にして、転作作物の麦、大豆の生産との生産バランスを図りながら地域農業者の所得向上を図っていきたい。また、稲作においては、従来の主食用米だけでなく酒米や多収穫米の栽培を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の主たる担い手である集落営農組織の体制強化を図る。そのために、専従者の配置や株式会社化を視野に入れ、集落内外の若い労働力の確保に務める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
区域内にある他集落の所有者(耕作者)に対して、農地中間管理機構を通じて集落営農組織に集約するために活用したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域を担う集落営農組織に集積される農用地(田)が一定のまとまりを確保できれば、可能な限り補助事業を活用して畦畔の除去を行い、1ha程度の大区画の圃場を確保していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
麦あと高度利用については、集落営農組織や他集落の認定農業者以外に、野菜を主体とする地区内の認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織はほとんどの農業設備が揃っているが、稲作については、苗の購入、飯米以外の米や麦大豆の乾燥調製はJAに委ねることを基本とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稻主体の営農であるため、この取り組みにより農産物に付加価値をつける。
 ③構成員の高齢化対策として、ドローンの活用や農地管理システムの導入により集中管理体制を構築する。
 ⑦農地の保全管理は、農地水保全管理支払交付金を活用して持続可能な取り組みを行う。